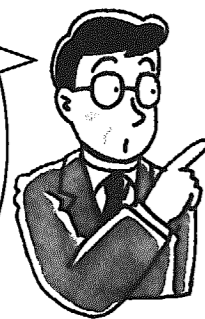


介護サービスを受けるには、まず申請が必要です



介護サービスを受けるには



村に申請して、認定を受ける必要があります。……………福祉保健課 ☎ 82-5725

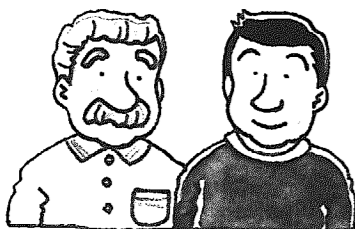
被保険者



介護が必要になったら…

申請

本人または家族による



村

訪問調査

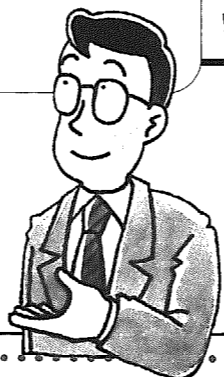
申請されると、調査員が介護を必要とする人に訪問調査をします。ここでは、全国共通の調査票が使われ、コンピュータによって公平に判定されます。

審査判定

訪問調査の結果と、かかりつけ医の意見書にもとづいて、介護認定審査会が判定をします。これが最終結果となり、要介護状態の区分などが決まります。本村では、分水町・弥彦村・岩室村の3町村で共同設置した審査会（6班）で審査します。

医師の意見書

かかりつけ医等からの医学的な意見



認定
要介護度（要支援・要介護1～5）等の認定結果を通知

非該当

自立

※認定結果に不服がある時は、都道府県に設置される介護保険審査会に申し立てることができます。

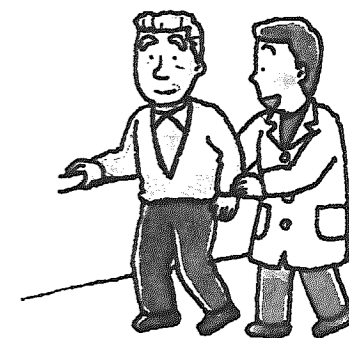
介護サービス（ケアプラン）計画の作成

要介護状態の区分が決まったら、それに合わせてサービスの利用計画を立てます。在宅でのサービスは、自分で選択できますが、それをケアマネージャーと呼ばれる介護支援専門員に支援してもらうこともできます。施設でのサービスを希望する場合は、その施設でケアプランが作成されます。ケアプランの作成費用は全額保険から給付されますので、自己負担はありません。

サービスの提供

必要な在宅サービスや施設サービスの利用

利用者負担は費用の1割です。施設に入る場合には食事代の一部も自己負担します。



4月スタートを前に説明会開催 ～関心高く、3会場で多数出席～

平成12年4月からスタートする「介護保険制度」を前に、先月13日から17日にかけて介護保険制度説明会が開催されました。この説明会は、現在介護サービスを利用している人及び利用する予定の人を中心に行われたもので、和納地区は農村環境改善センターで、岩室地区は保健センターで、また間瀬地区は地区公民館でそれぞれ開かれました。

内容は、『介護保険の概況』及び『認定申請の手続き』を中心に1時間30分ほど。会場を埋めた出席者のひとは、「新聞等である程度予備知識を持って参加したが、直に聞けて良かった。いろいろ問題もありそうだが、村には頑張ってほしい」と話し、制度に関する期待を寄せていました。



▲間瀬地区公民館の説明会から

要介護(支援)認定の申請受付が始まりました ～申請受付は、役場窓口で随時受付けています～

平成12年4月から介護保険制度がスムーズにスタートできるよう、現在、認定申請の受付を開始しました。介護保険制度ではサービスを利用するためには、「介護が必要であると認定」されることが必要です。

村では、申請された方全員の認定を、平成11年10月～平成12年3月までの間に行う予定ですが、申請が一時期に集中することが予想されるため、訪問・認定月をこちらの方で割り振らせていただき、1ヶ月当たりの認定件数を各月均等に処理していきたいと考えております。

本来、介護保険制度は申請してから30日以内に認定結果を通知しなければなりません。この平成11年10月～平成12年3月までの要介護（支援）認定準備期間に限り、認定審査等の都合上、認定結果の通知が30日を過ぎる場合もありますのでご了承ください。

なお、10月に認定された方も、3月に認定された方も実際に介護サービスを利用できるのは平成12年4月からとなります。

介護が必要なご本人やご家族の方は、役場・福祉保健課介護保険係まで申請してください。また、申請につきましてご相談等がありましたら、お気軽にご連絡ください。